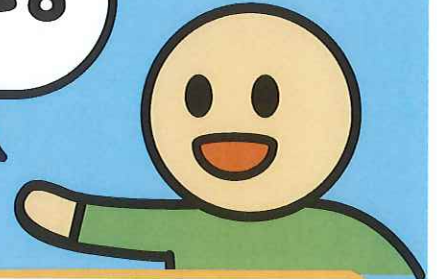
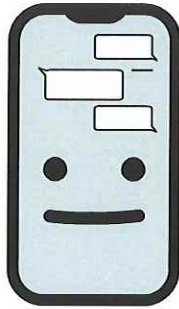


クーリング・オフの 方法がふえました。

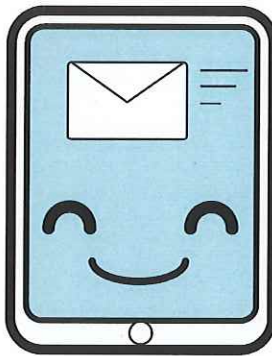
スマホやタブレットを使って、メールやSNSでクーリングオフ通知できます。



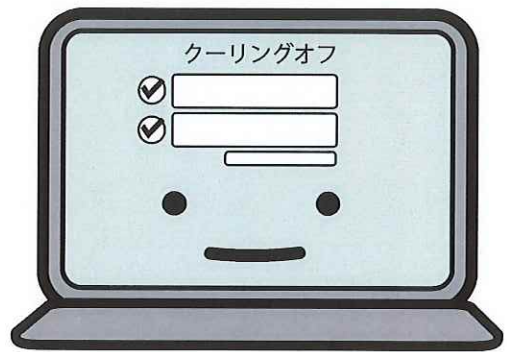
発信記録を
忘れずに！



SNS



電子メール



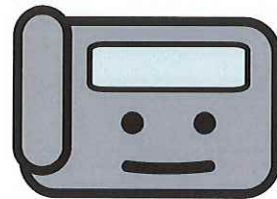
サイトの専用フォーム

「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式など)」によるクーリング・オフ通知が、加えられました。



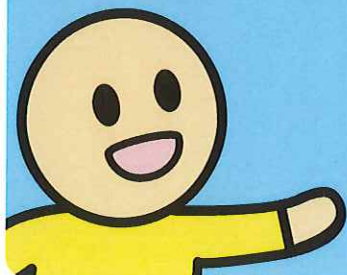
USBメモリなどの記録媒体

期限までに
出すこと！



FAX

これまでの方法も
もちろん使えます



郵便はがき

切手 □□□□□□

簡易書留
または
特定記録

自分の住所
自分の氏名

〇〇販売株式会社御中

〇〇県〇〇市……〇〇番地

契約(申込み)年月日 〇年〇月〇日

販売業者(購入業者)名 〇〇株式会社

担当者名 〇〇太郎

商品名 羽毛布団

契約金額 〇〇,〇〇〇円

右の契約を解除します。

〇年〇月〇日

電磁的クーリング・オフの方法

1~4までの内容をよく読んで、
しっかりクーリング・オフしよう

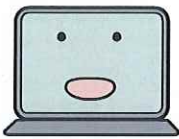


この契約 クーリング・オフできるの？

1

- ・クーリング・オフができる期間は取引形態ごとに決まっています。
- ・その期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり契約を解除できます。
- ・契約書を受領した日を1日目(起算日)として数え、期間内に送ります。
- ・事業者から返事がない場合は、電話や書面で確認しましょう。
- ・払ったお金は全額返してもらえます。

契約書をよく読んで
確認しましょう。



販売形態	期間
訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス)	20日間
業務提供誘引販売(モニター商法など仕事の紹介を伴う契約)	20日間
訪問購入	8日間

送り先は？ メール・SNS・WEB？

2

- ・事業者が、指定した方法(電子メール、WEBフォーム、SNSなど)で発信します。
- ・送信先は、事業者の指示に従うこと。不明な場合は、郵便で送りましょう。
- ・クレジットで支払った場合は必ずクレジット会社に郵便で出します。



なにを書くの？

3

- ・「クーリング・オフ通知」と入れます。
- ・「契約日」「契約内容」「金額」「担当者名」「申出日」「氏名」「住所」を入れます。
(メールの通知例)

株式会社 ○○○ 代表 ○○○○○様
「クーリング・オフを通知致します。」
契約日 ○年○月○日 商品名○○○ 契約金額○○万円 担当○○○○○
申出日 ○年○月○日 住所○市○○町○○-○○ 氏名 ○○○○○



出したあとはどうするの？

4

- ・電子メール、SNS、WEBフォームもスクリーンショットなどで保存しましょう。
- ・送信エラーになっていないか確認しましょう。
- ・返品や返金は、事業者の指示に従います。消費者は送料などを負担する必要はありません。
- ・事業者とのメールやSNSのやりとりも保存しておきましょう。
- ・事業者は消費者に損害賠償や違約金の請求をすることはできません。
- ・商品を受け取っている時は引き取りを要求し、具体的な方法は事業者と話し合いましょう。



困った時は188 消費生活センターへ